

第 20 回アジア競技大会推進本部設置要綱

(設置)

第 1 条 第20回アジア競技大会（以下「競技大会」という。）の推進を図るため、アジア競技大会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 競技大会の推進に関すること。
- (2) 競技大会を活かした地域の活性化策に関すること。
- (3) その他競技大会に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は森岡副知事、中西副知事、堀井副知事及び石原副知事をもって充てる。
- 4 本部員は別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて別表第 1 に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会及び作業部会)

第 6 条 推進本部の所掌事務に関する調整や検討を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 4 幹事長は、必要に応じて別表第 2 に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会には、必要に応じて所掌事務に係る課室の職員を構成員とする作業部会を置き、幹事長の指示のもと必要な業務を行う。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、振興部アジア競技大会推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本 部 員	政策企画局長 総務部長 総務部人事局長 振興部長 振興部観光局長 県民生活部長 防災局長 環境部長 健康福祉部長 健康福祉部保健医療局長 産業労働部長 産業労働部労政局長 農林水産部長 農林水産部農林基盤局長 建設部長 建設部建築局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長
-------	--

別表第2（第6条関係）

幹事長	振興部国際スポーツ大会推進監
副幹事長	振興部アジア競技大会推進課長
幹事	政策企画局秘書課長
	政策企画局政策調整課長
	政策企画局企画課長
	政策企画局広報広聴課長
	政策企画局国際課長
	総務部総務課長
	総務部財政課長
	総務部市町村課長
	総務部人事局人事課長
	振興部地域政策課長
	振興部スポーツ振興課長
	振興部観光局観光振興課長
	振興部観光局国際観光コンベンション課長
	県民生活部県民総務課長
	防災局防災危機管理課長
	環境部環境政策課長
	健康福祉部健康福祉総務課長
	産業労働部産業労働政策課長
	農林水産部農林政策課長
	建設部建設企画課長
	建設部建築局住宅計画課長
	会計局管理課長
	企業庁管理部総務課長
	病院事業庁管理課長
	教育委員会事務局管理部総務課長
	教育委員会事務局学習教育部保健体育スポーツ課長
	警察本部警務部警務課長